

第5章 ドイモイ下のベトナムにおける農村から都市への人口移動と「共同体」の役割試論

著者	竹内 郁雄
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐって
ページ	163-200
発行年	2006-03
章番号	第5章
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00048973

第5章

ドイモイ下のベトナムにおける 農村から都市への人口移動と「共同体」の役割試論

竹内 郁雄

要約：

第4章の議論をさらに実証するよう試みた論考。「共同体」、ここでは親族・縁者のネットワークが農村から都市への人口移動、さらには都市開発・農村開発に対して果たす役割が、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らにあってはしばしば過小評価されがちであり、ベトナム政府にあっては「戸籍登録制度」に代表される規制メカニズムをなおかつ維持していることは、「政府」による「市場」・「共同体」(ここでは特に後者)に対する規制を是とする認識が形を変えて継続していることの現れの一つであり、こうした認識と実態との乖離、「政府」による政策的ミスマッチ・「失敗」もまた等しく看取される。こうした状況を改善するべく、ベトナム「政府」は、現在の経済開発の過程において、「市場」だけでなく、「共同体」をも、その失敗を最小化しつつ、いっそう積極的に活用していくことが緊要である。

キーワード：

新制度派、リスク・情報の不完全性、親族・縁者のネットワーク、規制を是とする認識の継続と不首尾

はじめに

人口移動は、アジア社会主義諸国の一つであるベトナムに限らず、およそ開発途上諸国一般に、また移行経済諸国一般にも共通する、その経済社会の大きな特徴の一つである(1)。

この人口移動は、国内のそれに限る場合、大別して、ある農村部から移出し他の農村部へと移入するそれ(以下「農村間のそれ」と、農村部あるいは小都市から移出し都市部あるいは大都市へと移入するそれ(以下「農村から都市へのそれ」という、2つの局面によって構成される。また、とのそれぞれについて、短期の(季節的な)移出入者と長期の移出入者とを区別することができる。

開発途上諸国一般における人口移動は、周知のように、基本的にはの局面において著しい。したがって、途上諸国一般の人口移動は、通常は都市ないし都市人口の肥大化として現れる。その結果、世界の都市人口は、2000年の29億人(総人口の47%)から2030年には49億人(同60%)へと、30年間でおよそ1.7倍に増加する、と推計されている(2)。

ちなみに、先進諸国、特にヨーロッパ連合(EU)地域等に顕著である海外とりわけ開発途上諸国からの移入者の増加、すなわち国際人口移動ないし国際労働力移動は、上述の農村から都市への人口移動が国際的な規模で、つまり(「農村」と形容しうる)途上諸国から(「都市」と形容しうる)先進諸国へと国境を越えて遂行される現象である。EU域内では、総労働力の4%、2650万人が外国人労働者である、と言われる(3)。

人口移動における以上のような特徴は、ベトナムにおいても大きく変わるものではない。ただし、ベトナムの場合、国内の人口移動に限って言えば、上述とのそれぞれについて、組織的な人口移動(di dan co to chuc)、すなわちベトナム政府自らが計画し遂行するか公認するそれと、自由意志に従

う人口移動 (di dan tu do) すなわち組織的な人口移動には計上されないそれとが区別される。したがって、ベトナムにおける人口移動は、上述 の農村間のそれ、同じく の農村から都市へのその双方について、短期の (季節的な) 組織的なそれと短期の自由意志に従うそれ、また長期の組織的なそれと長期の自由意志に従うそれという、都合 8 つに細分類することができる。

このうち、 の農村間の人口移動は、ベトナムにおいては、他の開発途上諸国と比べた場合、今日まで、その人口移動の大きな特徴の一つであってきた。この理由としては、農村 (あるいは都市) 住民が 1945 年から 75 年の 30 年間に及んだ間断のない戦乱を避けるべく、他の農村への移入・疎開を継続してきた、という特殊な要因もさることながら(4)、何よりもベトナム政府自体が人口・労働力の再配置 (phan bo lai dan so, nguoi lao dong) を組織的に実施してきた、という要因が大きい。すなわち(5)、デルタ諸地域の農村で日増しに顕在化する人口増加、それに伴う農村住民一人当たり耕作地の狭小化、その結果としての彼らの貧困化という状況を緩和するべく、これら農村住民を山岳諸地域の農村へと組織的に移入させ、耕地を開墾させたり(「新経済地域建設」(xay dung vung kinh te moi)) (特に 1990 年代からは) 植林を経営させたりしてきた(例えば「500 万 ha 植林事業」(phong trao trong 5 trieu ha rung)) 等の要因が大きい。実際、1986 年のドイモイ (doi moi) 開始以前のベトナムにおける人口移動とは、基本的には、この農村間の、つまりデルタ諸地域から山岳諸地域への、特に長期の組織的な人口移動のことを意味していた(6)。

このように の農村間の人口移動という局面はベトナムにおける人口移動を語る際に無視することができないのではあるが、ただし、本章の以下の叙述では、その考察・分析を の農村から都市への人口移動という局面に限定したい。その理由としては、(前章の「おわりに」に記したように) 本章において実証する「現在のベトナムにおける市場経済化を伴う経済開発の過程においても、『政府』(government) という制度・しくみ (institute) が『市場』(market) および『共同体』(community or cooperative activities) という

制度・しくみ - ここでは特に後者 - を規制していくことこそが決定的に重要である、とでも形容しうる認識が、部分的にはあるにせよ、形を代えて継続している、というよりも、大局的には克服されきっていない、というのが「いっそうふさわしい」という状況 - その結果として「政府の失敗」(government failure) も多発しがちであるという状況 - は、 の局面についても の局面についても等しく示しうるとは言え、特に の局面においていっそう明確に示しうるからである、という点が大きい。

本章の叙述は、以下のように進められる。

第 1 節では、まず、1986 年以来今日までのベトナムにおける農村から都市への人口移動が他の開発途上諸国のそれと共有している一般的な諸特性について概観する。

第 2 節では、続いて、開発途上諸国一般における農村から都市への人口移動を考察し分析する際の代表的なアプローチである人口統計学的アプローチと経済学的アプローチについて略説する。

第 3 節では、この場合、ベトナムの少なからぬ(not a few)イデオログ・政策担当者・学者らは、人口統計学的アプローチとほぼ同様に、自国における農村から都市への人口移動のネガティブな側面を強調する機会が多いこと、またベトナム政府も、ほぼ同様な認識にそって、同人口移動に対する規制の強化を試みていることを論じる。

第 4 節では、しかし、ベトナムにおける農村から都市への人口移動においては、同国の少なからぬ...学者ら、また同国政府にあっては過小評価されがち(経済学的アプローチに従う場合に明らかとなる)もう一方の実態、すなわち(前章にて説明した)新制度派的な経済開発論の意味での「共同体」 - ここでは「親族・縁者のネットワーク」(family network) - が大きな役割を果たし、また都市開発、農村開発の双方にも多大な貢献をしていることを詳説する。

第 5 節では、以上を受けて、上述のベトナム政府の認識とベトナムの経済社会における実態との間に存在するギャップ、その結果としての同国政府に

おける政策的ミスマッチは、究極的には上に記した「本章において実証する...」以下の引用文中の諸点に帰着しうることを論じ、かつこれを証明する。

なお、以下の本章の叙述における根拠は、ベトナム農業・農村開発省が国連開発計画（UNDP）の財政支援を得て 1996 年から 98 年にかけてこれと共同で実施した「ベトナムにおける国内人口移動の政策立案能力の強化」（Du an: "Tang cuong nang luc xay dung chinh sach di dan noi dia o Viet Nam"）と呼ばれるプロジェクトの調査成果に、その少なからぬ部分を負っている(7)。とりわけ同調査結果の一つであるフィリップ・ゲスト（Philip Guest）の『ベトナム国内における人口移動の動力』（ベトナム語）は(8)、特にそこで挙げられている数値がベトナム国内の学者らによって今日に至るまでしばしば引用されることも多い(9)、重要な文献の一つである、と言えよう。

第 1 節 ベトナムにおける農村から都市への人口移動概観

ベトナムにおける農村から都市への人口移動は、1986 年末のドイモイの開始以来、「顕著に増加してきた」(10)。1990 年代前半には、人口移動者総数のおよそ 4 分の 1 が、この農村から都市への人口移動に計上された（これは、別の言い方をすれば、同時期のベトナムにおける人口移動者総数のおよそ 4 分の 3 は依然として農村間のそれであった、ということでもある）(11)。また、1990 年代末には、ベトナム最大の人口規模を擁するホーチミン市への人口移動は推定で毎年 7 万人から 10 万人程度に達し、同時期における同市への移入者は累積で同市における勤労者総数約 200 万人のうちおよそ 4 分の 1 に相当する 50 万人を占めるに至った(12)（若干古い統計ではあるが、1992 年当時の同市の人口規模は、約 302 万人 < 郊外も含めれば 392 万人 > であった(13)）。首都ハノイ市でも事情はほぼ同様であり、同時期における同市の人口増加率のうち約 40% に相当する毎年 5 万 5000 人の増加分が同市への移入者によるものと推定されている(14)（同様に、1992 年当時の同市の人口規模

は、約 107 万人 < 同 306 万人 > であった(15) 。 以上のように、ベトナムにおける農村から都市への人口移動は、開発途上諸国一般における農村から都市への移入者の増加率が 1970 年代から 80 年代にはこれら諸国における都市の人口増加率全体の 40% を優に超えていたのと比べれば極端に大きな規模であるとは言えないものの(16)、1986 年以来、確かに一定の規模で存在してきたのである。

ベトナムにおける農村から都市への人口移動が 1986 年以来「顕著に増加してきた」理由として、上述のフィリップ・ゲスト(以下「ゲスト」)の調査報告は、3 点を挙げている(17)。われわれなりに整理すれば、この 3 点は、以下のように記すことができよう。

第 1 に、1988 年以來の農業・農村改革の結果、農村住民が従来は集団農場 (hop tac xa san xuat nong nghiep) に属していた耕地の利用権を長期的に分与されたために、農業の生産性が向上し、農村に労働の余剰が生じてきたこと。

第 2 に、1985 年以來の国営企業改革の結果、国営セクター従業員 = 都市住民が米に代表される各種の生活必需物資を廉価で享受しえた配給制度 (che do tem phieu) が廃止されたこと。別の言い方をすれば、都市住民でなければ享受し得なかったこうしたサービスの存在意義が失われてきたこと。

第 3 に、1986 年以來の私企業の経営に対する奨励の結果、私企業が交通、通信・情報、商業といった各種のサービス・ネットワークに参加する諸規制もまた緩められてきたこと。

ベトナムにおける農村から都市への人口移動は、こうした事情も手伝って、現在、増加の一途を辿っているのではあるが、ゲストの調査報告に従えば、その具体的な様相もまた、他の開発途上諸国とりわけ東南アジアやラテン・アメリカ諸国におけるそれとほぼ同様である。

第 1 に、ベトナムの都市における人口構成は、現在、農村におけるそれと比べて、若年層の占める割合が高いが、これは、一つには農村から都市への人口移動の増加の結果であること(18)。例えば、ゲストらの調査が実施され

た 1996～98 年（以下「1990 年代末」）には、ホーチミン市への移入者の 4 分の 1 以上が 20 歳から 24 歳までの若年層 - 特に多いのが 20 歳未満のそれ - であり、同様に同市への移入者の約 3 分の 2 もまた 15 歳から 29 歳の若年層であった(19)。この傾向はハノイ市についても同様であり、同市における短期の（季節的な）移入者のなかでは、この若年層の占める割合が最も高かった(20)。

第 2 に、以上のことは、別な言い方をすれば、ベトナムにおける農村から都市への人口移動は、農村間のそれとは異なり、独身者の占める割合が高い、ということでもある。実際、1990 年代末におけるハノイ市への移入者のうち独身者ないし結婚したばかりの者が占める割合は、同時期における農村間の人口移動者のうち 90% 以上が既婚者とその家族であるのに対して、49% に留まっていた(21)。また、ホーチミン市への移入者においても、既婚者が占める割合は、30% にしか過ぎなかった(22)。

第 3 に、都市への移入者は、その教育水準が押しなべてかなり高いこと(23)。例えば、1990 年代末には、ハノイ市とホーチミン市への移入者のうちの約 40% が中学校卒あるいはそれ以上の学歴を保持していた(24)。この点は長期の移入者においていっそう顕著であり、例えば、同時期における両市への短期の（季節的な）移入者のうち中卒である者の割合は 11% にしか過ぎないのに対し、長期の移入者におけるその割合は、約 46% にも達していた(25)。ちなみに、ホーチミン市への長期の移入者の場合、その割合は、同市に従来から在住する者と比べて見ても、かなり高かった。すなわち、同市に従来から在住する者のうち中卒である者の割合が 33.5% であるのに対し、同市への長期の移入者のうち組織的な移入者におけるその割合は 60.1%、自由意志に従うそれにおいても 37.7% に達していた(26)。

ただし、1986 年以來のベトナムにおける農村から都市への人口移動の場合、東南アジアまたラテン・アメリカの他の開発途上諸国とは必ずしも同一に論じられない様相もまた存在する。都市への移入者総数において女性の占める割合が、男性の占めるそれに比べて、これらの諸国におけるほどには高くな

いか、むしろ低いという様相がそれである(27)。

実際、都市への移入者総数において女性の占める割合は、例えば、1990年代末には、ホーチミン市への移入者では51%である一方、ハノイ市では、これよりもやや低い49%であった(28)。この傾向は短期の(季節的な)移入者のみを見た場合にはいっそう顕著であり、その総数中女性の占める割合は18%と、20%にも満たなかった(29)。

したがって、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動は、この点では、むしろ東南アジアやラテン・アメリカ諸国よりも低所得国の多い - 全く同義ではないが、経済開発の水準の低い - 南アジアないしアフリカの開発途上諸国におけるそれにほぼ類似する様相を示している(30)。このことが何を意味するのかを、われわれは、後出の第4節において明らかにしたい。

第2節 人口統計学的アプローチと経済学的アプローチ

開発途上諸国一般における農村から都市への人口移動を考察し分析するに際しては、周知のように、人口統計学的アプローチと経済学的アプローチという、2つの主要なアプローチが存在する。

このうち、前者の人口統計学的アプローチは、農村から都市への人口移動の要因を、いわゆる「人口 - 貧困の悪循環」(the vicious cycle between population and poverty)モデル、近年では「人口 - 貧困 - 環境の悪循環」(the vicious cycle of population, poverty and environment)モデルをベースとした「異常に高い人口成長率が限られた農地への圧力となり、土地なし労働者を都市に押し出している」(31)という要因、いわゆる「プッシュ要因」によって説明する。もう少し具体的に言えば、人口統計学者は、「人口ブームから始まり、労働者が土地への圧力となり、都市に流入して、急速な都市の成長を引き起こして不潔な生活条件下で暮らすようになる」という、どちらかと言えばネガティブな因果関係を支持する傾向がある(32)。このアプロ

チは、経済学者マイケル P. トダロ (Michael P. Todaro : 以下「トダロ」) の労働移動と都市失業モデルによって理論的裏づけを与えられた(33)。このトダロのモデルは、農村から都市への人口移動一般について、幾つかの強い主張を行っている。「第 1 に、移入労働者はすでに都市にいる労働者よりも低い所得しか稼げないし、有利な都市の仕事は後者が先に獲得する。第 2 に、移民労働者の方が失業率は高い。第 3 に、インフォーマル部門の賃金の方が工業部門よりも低い。第 4 に、移入労働者は都市に流入した当初、農村で得ていた所得よりも低い所得しか稼いでいない」(34)。

これに対し、後者の経済学的アプローチは、農村から都市への人口移動一般の要因として、「経済諸力が労働者を都市に引き寄せている」(35)という要因、いわゆる「プル要因」を主に強調する。すなわち、それは、都市に労働者を引き寄せる経済諸力を重視する、どちらかと言えばポジティブな側面を強調する仮説である(36)。そして、すでに引用してきたゲストの調査結果における、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動についての見解は、この経済学的アプローチをどちらかと言えば踏襲している。彼が強調する、ベトナムにおいて(農村間のそれをも含む)人口移動が生ずる理由は、端的に言えば、他の開発途上諸国におけると同様に、経済的理由、すなわちその経済的成功 = 貧困緩和・所得増加を実現するがためである(37)。そして、この経済的成功 = 貧困緩和・所得増加は、トダロが言うのとは全く対照的に、概ねのところ実現している。われわれは、この点についても後出の第 4 節において見ることにしたい。

第 3 節 イデオログ・政策当局者・学者らの認識と政府による規制

1. イデオログ・政策当局者・学者らによるネガティブな側面の強調

農村から都市への人口移動一般については第 2 節で見たような 2 つの対照

的なアプローチが存在するのであるが、ベトナム国内では、自国における農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれをどう見るのかについて、現在までのところ、評価が定まっていない(38)。別の言い方をすれば、ベトナム国内のイデオログ・政策当局者・学者らの評価は、農村から都市への人口移動には上述の人口統計学的アプローチが支持するネガティブな側面と経済学的アプローチが強調するポジティブな側面という2つの側面が存在することを理解した上で、どちらかと言えば、そのネガティブな側面を強調するか、あるいはそのポジティブな側面を強調するか、という2つに大別される。こうした2つの評価は、(機械的な分類に終始することは慎まなければならないとは言え)その強調するところによって判断すれば、おおよそ人口統計学的アプローチ、経済学的アプローチそれぞれにおける評価とほぼ対応していると言うことができる。ただし、これら2つの評価のうちでは、どちらかと言えば、前者のネガティブな側面を強調する見方のほうが一般的である(39)。そして、この一般性は、経済学的アプローチに概ね依拠してそのポジティブな側面を指摘する学者らにも多かれ少なかれ共通している(40)。

農村から都市への人口移動一般におけるネガティブな側面とは、第2節に引用した「急速な都市の成長を引き起こして不潔な生活条件下で暮らすようになる」といった現象であるが、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らが強調するネガティブな側面という場合、こうした現象に加えて、特に自由意志に従う人口移動が引き起こしていると認識されている各種の「社会的悪弊」(te nan xa hoi)、もう少し広義には社会・環境問題一般に分類される諸現象を意味する場合が多い。こうした諸現象のうち、しばしば指摘される現象としては、例えば、以下のような現象を挙げることができる。

第1に、自由意志に従う都市への移入者は、それが短期の(季節的な)移入であるか長期のそれであるかを問わず、通例は単身赴任である者が少なくないため、移出元の農村の家族との離別により、ホーム・シック等の精神的諸困難を経験しがちであること(41)。

第2に、また、都市に移入し都市における各種の公共サービスを楽しむに際して必要とされる納税を怠りがちであること、したがって通常の都市住民であれば享受することが可能な各種の公共サービスへのアクセスが困難になりがちであること(42)。この場合、最もアクセスが困難でありがちな公共サービスは医療であるが、これに加えて、第1の点とも関連して、自由意志に従う都市への移入者がたとえ家族を同伴してきたとしても、その子弟の義務教育先の転校がしばしば適わなくなりがちでもあること(43)。

第3に、一方で、そのうちの少なからぬ者は、移入先の都市において、麻薬、売春、賭博といった社会的悪弊に走りがちであること(44)。

第4に、さらに、移入先の都市における人口増加を激化させる結果、例えば当該都市の水資源開発計画の供給を上回る水需要 = 水不足といった問題に代表される各種の環境問題を引き起こしがちであること。こうした環境問題は - しばしば指摘されることではあるが - 彼らが生活条件の劣悪な、いわゆる仮設住宅 (nha tam) や木賃宿 (nha tro) またスラム街等にしばしば滞留するために、いっそう深刻となりがちであること(45)。

ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らが強調する、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそのネガティブな側面とは、概ね以上のような諸現象を意味している。そして、こうした諸現象を緩和し解決するに際して彼らが推奨する方策が、現在の同国の経済社会開発戦略 (chien luc phat trien kinh te xa hoi) における最重要事業の一つでもある、農村という“場”における農業・農村開発 (nong nghiep va phat trien nong thon) の振興である(46)。

2. 政府による規制の継続と戸籍登録制度の維持

ベトナムにおける農村から都市への人口移動については、ベトナム政府もまた、今日まで、おおよそ、そのネガティブな側面を注視し、つまりそれを各種の社会・環境問題を引き起こす恐れのある現象の一つとして認識し、こ

れに対する規制を継続することを試みてきた。

この場合、その規制メカニズムの中心に置かれてきたのが、いわゆる「戸籍登録制度」(che do dang ky ho khau)である(47)。一般に、ベトナム公民は、1986年以前の旧ソ連型モデルに従う経済開発を志向した時期以来、(通常は居住地でもある)出生地において戸籍(ho khau:日本で言う「本籍」)の登録を義務づけられており、いったん登録された戸籍は、当該公民が何らかの理由によりその居住地を当該地(例えば農村のある地域)から別の地域(例えば都市)へと変更する際には、ベトナム政府が公認する組織的な移出入は別として、(日本等のように)自由に変更することが必ずしも許可されてはいない。したがって、例えば、農村から都市へと自由意志に従って移入する者は、この制度が存在するために、通常は、その戸籍を移出元である農村においたまま、都市へと移入せざるを得ない。端的に言えば、その移入は法的に非合法的な移入であり、それが知られた場合には、ときとして現在の居住区である都市からの立ち退きや元来の居住区である農村への帰郷勧告といった措置が採られる場合もある。また、たとえそのような事態に至らなかったとしても、当該公民は、統計上は「都市住民」にカウントされないままであるため、つまり正規の(都市に本籍を有する)都市住民であれば果たしてしかるべき納税の義務を怠りがちであるがために、上述のように享受してしかるべき各種の公共サービスを享受しえない、といった不利益が生じる場合もある。言うなれば、ベトナム政府は、今日まで、何回かの改正を実施してきたものの(48)、基本的には、この戸籍登録制度によって、農村住民が都市への移入を試みる際に上述の各種の処罰・不利益等を被り得る場合のあることを明示的に示すことにより、その都市への移入、特に自由意志に従うそれを規制するよう努めてきたのである(49)。

にもかかわらず、第1節に記したように、ベトナムにおける農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれは、1986年以来今日まで、増加の一途を辿っている。これは、市場経済化に従う経済開発を志向する現在の時期にあっては、上述の戸籍登録制度が有効に機能しているとは必ずしも言えな

くなっている、ということでもある(50)。このような状況の下、農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれは、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らにとって、上述の社会・環境問題一般に分類される諸現象ないしネガティブな側面が日を追って深刻さを増す、そのような問題として捉えられているのであり、同問題は、ベトナム政府にとってもまた、基本的には、現在の経済開発の過程において、その早急な緩和・解決を目指して、何らかの有効な措置が講じられるべき重要な問題の一つとなっているのである。

第4節 人口移動にみられる経済社会の実態と「共同体」の役割

1. イデオログ・政策当局者・学者らと政府の難点

以上のように、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策担当者・学者らは、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動について、おおむね（人口統計学的アプローチの強調するところとほぼ同様に）そのネガティブな側面を強調する見方を共有しており、ベトナム政府もまた、おおむね同様な認識に沿ってそれに対する規制を試みているが - ただし、戸籍登録制度に象徴されるその効果は、前節第2項で述べた通り、所期の目的を達成しているとは必ずしも言えないのであるが - このネガティブな側面を強調する見方・認識には、難点もまた存在している。その難点とは、農村から都市への人口移動について、そのネガティブな側面を強調する余り（それが誤りだと言っているのではない）どちらかと言えばそのポジティブな側面を強調する（経済学的アプローチとほぼ同様な）見方・認識に従う場合に明らかとなる、ベトナムの経済社会の一方における、ある種の実態が、無視されないまでも、しばしば過小評価されてしまっている、という難点である。

大局的に言えば、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動をめ

ぐっては、そのネガティブな側面を強調するベトナムの少なからぬイデオログ・政策担当者・学者らにおける - 前章第 4 節第 3 項において指摘したような - 認識と上述のある種の実態との間に一定のギャップが存在しており、したがって、そのネガティブな側面を同様に注視し規制の継続を試みるベトナム政府においても一定の政策的ミスマッチが生じており、しかも、その政策的ミスマッチは、そうした実態を結局は事後追認するだけ、という後遺症をしばしば伴いがちなのである。

一般に、現在のベトナムにおける農村から都市への移入者、特に自由意志に従うそれは、雇用に関する限り、人口統計学的アプローチ、わけでもトダロの主張が想定する状況とは全く対照的な状況に遭遇している。すなわち、都市への移入者の過半は、移入前つまり農村に居住していた時にすでに、遅くとも農村から都市へと移入してきてまもなく、具体的には「1 週間か 2 週間のうちに」、何らかの就業先を見出しているのが通例である(51)。再びゲストの調査報告から引用すれば、1990 年代末に、ハノイ市とホーチミン市への移入者は、その約 20% が移入前にすでに、また約 40% が移入してきてすぐに、何らかの雇用を得ていた(52)。つまり、両市への移入者のうち約 60% がそれほど難なく職にありついた計算である。また、これら移入者の就業率は、都市に従来から在住する者のそれと比べた場合、押しなべて高い(53)。すなわち、同時期に、ハノイ市に従来から在住する者の就業率は 55% であるのに対し、同市へ移入した者のそれは、67% であった(54)。同様なことは、同時期のホーチミン市についても言える。こちらは失業率の数値ではあるが、同市に従来から在住する者の失業率は 8.2% であるのに対し、同市へ組織的に移入した者のそれは 7.5%、また自由意志に従って移入した者のそれは 4.4% であった(55)。さらに、これら移入者の所得は、都市に従来から在住する者のそれと比べてみても、さほど遜色がない(56)。すなわち、同時期に、ホーチミン市に従来から在住する者の平均所得は 1 カ月当たり 75 万 7600 万ドンであるが、同市へ組織的に移入した者のそれは 98 万 1000 ドン、同じく自由意志に従って移入した者のそれは、同市に従来から在住する者と比べれば低

いとは言え、68万0900ドンには達していた(57)。ちなみに、同時期には、ハノイ市に従来から在住する者の平均所得は1カ月当たり53万8000ドンであるのに対し、同市へ組織的に移入した者のそれは、これよりもやや低く、46万5000ドンであった(58)。いずれにせよ、こうした結果、彼らの過半は、移入前と比べて、その経済状況が好転した、ないし裕福となった - 経済学的に言えば「一人当たり所得が増加した」 - と感じている(59)。農村間の人口移動をも含む数値ではあるが、ある調査によれば、1990年代末には、他の農村か他の都市へと組織的に移入した者のうちの52%が、また自由意志に従う移入者のうちの72%が、移入前と比べて、その家計の状況が好転したと述べた、と言われる(60)。

したがって、この限りで、第2節に引用したトダ口の「第1に、移入労働者はすでに都市にいる労働者よりも低い所得しか稼げないし、有利な都市の仕事は後者が先に獲得する。第2に、移入労働者の方が失業率が高い。第3に、インフォーマル部門の賃金の方が工業部門よりも低い。第4に、移入労働者は都市に流入した当初、農村で得ていた所得よりも低い所得しか稼いでいない」等々の仮定はおおむね退けられるのであるが、上述のベトナムの経済社会における、ある種の実態とは、こうした事実のことを言っているのではない。こうした事実は、現在では、前節第1項にも記したように、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそのネガティブな側面を強調するベトナムのイデオログ・政策当局者・学者らによっても、ある程度は理解が共有されていることだからである。

むしろ、ここで強調したい、ある種の実態とは、上述の事実 - すなわち農村から都市への移入者の過半が移入前にすでに、遅くとも農村から都市へと移入してからまもなく何らかの就業先を見出しており、彼らの就業率は都市に従来から在住する者のそれと比べた場合に高くさえあり、彼らの所得は同様に都市に従来から在住する者のそれと比べてみても遜色がなく、したがって彼らの過半が移入前と比べてその経済状況が好転した、ないし裕福となったと感じてもいる、という状況 - が実現されるに際しては、前章第2節で説

明したリスク (risks) 等を緩和し (以下本章では「リスク・情報の不完全性等 (risks and imperfect information) を緩和し」としておきたい)「市場の失敗」(market failure) を補完する制度・しくみの一つとして存在し機能している「共同体」 - ここでは彼らの移出元の農村と移入先の都市との間に見られる親族・縁者間のネットワーク - が極めて大きな役割を果たしている、という実態のことである。さらには、この「共同体」 = 親族・縁者のネットワークがまた、結果として、都市開発すなわち個人経営 (kinh te ca the) をも含む私営経済 (kinh te tu nhan tu ban chu nghia) 一般の経営つまり「市場経済」(market economy) の形成・発達、また農村開発すなわち移出元の農村の貧困緩和・所得増加に対しても多大な貢献をしている、という実態のことである。

しばしば依拠してきたゲストの調査報告は、こうした実態をもある程度明確に指摘した、ベトナム語文献としては恐らく最初の文献でもある。以下、われわれは、その述べるところを参照しつつ、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動における、こうした経済社会の実態を、新制度派的な経済開発論を援用することによって、以下のように整理しておきたい。

2. 「共同体」 = 親族・縁者のネットワークの存在・機能の重要性

第1に、およそ現在のベトナムにおいて人口移動一般が生じている主な理由は、自由意志に従うそれをも含めて、他の開発途上諸国と同様に、経済的理由である。すなわち、現在のベトナムにおいて農村から都市への人口移動が生ずる背後には、基本的に都市への移入者の経済的成功 = 貧困緩和・所得増加という明確な目的が存在している(61)。

第2に、ただし、1986年のドイモイ開始以来、市場経済化を伴う経済開発を模索してきたとは言え、ベトナムにおける市場経済化の水準、したがって経済開発の水準はなおかつ低いため、つまり「市場の失敗」が多発しがちであるため、農村から都市への移入者は、それを行うに際して、この「市場

の失敗」に帰結する各種のリスク・情報の不完全性等にも直面している(62)。例えば、都市へと移入する場合、その目的である貧困緩和・所得増加に直結する雇用は確保されるか、ないしはその就業先は高所得が充分に見込めるか、あるいは雇用は確保されたとして住居が確保されるか、さらには家族で移入する際に子弟の教育環境は良好であるか等々に関するリスク・情報の不完全性等に、である。このことは、例えば、第1節末尾でも記した、ハノイ市においてのほうが同市よりも一人当たり所得水準の高いホーチミン市と比べて、とりわけ短期の(季節的な)移入者においては長期のそれと比べて、男性よりも人口移動に関するリスクが一般に高い(と形容してよい)(63)女性の移入者が占める割合が低い、という事実によって間接的に証明しうる。

第3に、この場合、農村から都市への移入者は、当然のことながら、その大半が上述のリスク・情報の不完全性等を緩和するよう努めてもいる(64)。そして、ここでは、特に都市への自由意志に従う移入者において、「共同体」=親族・縁者のネットワークによる各種情報の提供が大きな役割を果たしている(65)。実際、都市への移入者の大半は、移入に先立ち、雇用、住居等の生活条件に関する重要な情報について、同ネットワークを通じて、これを予め収集しておくのが通例である(66)。既述のように農村から都市への移入者のほうが都市に従来から在住する者と比べて雇用を得る確率が高いが、これは、一つには(第1節でみたように)彼らの教育水準が高いからではあるが、また一つには彼らが親族・縁者のネットワークを頼って移出前に職を探しておくからでもある(67)。例えば、1990年代末には、ハノイ市へ短期に移入した者のうち実に81%が、移出元の農村を去る前に、同市の親族・縁者等を通じて、雇用に関する情報を予め収集していた(68)。ホーチミン市における状況もほぼ同様であり、同時期に同市へ移入した者のうち約4分の3が、ハノイ市への移入者とほぼ同様なことを試みていた(69)。この状況は、彼らが住居等を確保するに際しても、ほとんど異なるところがない(70)。要するに、「共同体」=親族・縁者のネットワークは、都市への移入者がその就業先や住居等を探索するに際して、リスクを緩和し「取引費用」(transaction cost)

を低下させる制度・しくみの一つとして存在し機能しているのである(71)。ちなみに、こうした現象は、上述のようにハノイ市への移入者においてのほうが同市よりも一人当たり所得水準の高いホーチミン市においてよりも普遍的であり、また女性の移入者においてのほうが男性の移入者においてよりも一般に普遍的である。実際、同時期におけるハノイ市への女性の移入者のうち、その82%以上が、移入に先立って、上述のネットワークを最大限に活用していた(72)。こうしたことは、リスク・情報の不完全性等が高ければ高いほど、これらを緩和する「共同体」=親族・縁者のネットワークが存在し機能する度合いもまた大きい、ということを示唆しているであろう(73)。

第4に、この結果、都市への移入者の大半は、移入の後も上述の親族・縁者のネットワークのサポートを享受し続けうること - 1990年代末において農村から都市への移入者一般のうち4分の3が移入の後も同ネットワークのサポートを何らかの形で得ており、同サポートの88%が親族・友人からの、残りが就業先からのものであったこと(74) - も手伝って、すでに見たように、その経済的成功 = 貧困緩和・所得増加という所期の目的をおおむね達成している。すなわち、農村から都市への移入者の所得水準は、これも見たように、都市に従来から在住する者と比べて遜色がない。もちろん、農村から都市への移入者と都市に従来から在住する者との間には、時間当たり賃金水準の違いが存在してはいる。つまり、後者の単位当たり賃金の方が押しなべて高いのである。例えば、同時期にホーチミン市へ移入した者の時間当たり賃金は、同市に従来から在住する者のそれが3800ドンであるのに対し、組織的な移入者のそれは4900ドンであったものの、自由意志に従う移入者のそれは3200ドンにしか過ぎなかった(75)。またハノイ市では、組織的な移入者の時間当たり賃金、自由意志に従うその時間当たり賃金のいずれも、同市に従来から在住する者のそれを下回っていた(76)。加えて、移入先の雇用契約はあって無きがごときであり(77)、したがって移入者は危険な(日本でいう「3K」的な)職業に好むと好まざるとに関わらず従事することも多いがために、各種の公共サービスにアクセスすることが困難であることも少なくない

(78)。これは特に女性の場合にそうであって、女性はまた、ホームヘルパーや（極端な場合には）売春といった職業に就くに際しては、賃金不払等の法外な雇用を強いられることが最も多い(79)ということも認めなければならない。とは言え、農村から都市への移入者は、まさにこうした危険な職業に就くことによって、次の段落以下でも説明を加えるように、貯蓄をすることが可能にもなる(80)。すなわち、同時期には、ホーチミン市に従来から在住する者がその所得の約 20% を貯蓄するだけであるのに対し、同市への移入者は、その所得のおよそ 3 分の 1 を貯蓄していた。この比率は、同市に移入してすぐの者においていっそう高く、また農村から同市へと移入した者の貯蓄率のほうが他の都市から移入した者のそれよりも押しなべて高かった(81)。こうした結果、都市への移入者は、自由意志に従うそれをも含めて、基本的に、移入前と比べて、その経済状況が好転した、と感じているのである。要するに、「共同体」= 親族・縁者のネットワークは、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動に伴うリスク・情報の不完全性等を緩和し「市場の失敗」を補完する制度・しくみの一つとして存在し機能しており、その結果、それが生ずる最大の原因である、都市への移入者における経済的成功 = 貧困緩和・所得増加を促進するよう作用している、とすることができよう。

ちなみに、ゲストを参照して言えば、こうした都市への移入者、つまり「共同体」= 親族・縁者のネットワークにサポートされる都市への移入者は、移入先の都市に対してはもとより、移出元の農村に対しても、経済的に多大な貢献をしている。

すなわち、第 1 に、都市への移入者は、ハノイ市、ホーチミン市といったベトナムの主要都市が生産を増加させるに際して、一定の役割を果たしている(82)。別な言い方をすれば、「共同体」= 親族・縁者のネットワークは、都市への移入者が同ネットワークのサポートを得て就労する都市における個人経営 - ないしハウス・ホールド (household) 経営 - をも含む私営経済一般の経営、つまりはそこにおける「市場経済」の形成・発達に対して一定の貢献をしている(83)。これら移入者は、ハノイ市では建設部門や、特に短期の

(季節的な)移入者の場合には交通運輸、商業といったサービス産業で就労することが多く、またホーチミン市では、ハノイ市におけると同様に建設部門のほか、同市における経済開発の一定の進展とも符合して、新しく建設されたばかりの各種の工業部門で就労することが多い(84)。そして、この点は、とりわけ女性の移入者において、いっそう著しい(85)。

第2に、彼らは、都市での就労により得られ貯蓄した金銭を送金することによって、移出元の農村における親族・縁者の経済状況を好転させるに際しても、一定の役割を果たしている(86)。端的に言えば、「共同体」=親族・縁者のネットワークは、都市への移入者の移出元の農村における貧困緩和・所得増加に対しても一定の貢献をしている。例えば、1990年代末の時期には、ハノイ市への移入者のうちの19%が移出元の農村の家族に送金をしており、その19%のうちの4分の3は、短期の(季節的な)移入者であった(87)。同時期のホーチミン市においても事情はほぼ同様であり、同市への移入者のうち移出元の家族に送金をしていた者の割合は約20%に上り、このうち農村から同市へと移入した者では - その多くは同市へ移入したばかりの者であったが - 、この比率は約25%に達していた(88)。...

以上がゲストの調査報告の述べるところを参照しつつ新制度派的な経済開発論を援用することによって整理しえた、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動に関する経済社会の実態である。改めて言えば、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らにおいては - ベトナム政府においても - 、農村から都市への移入者、特に自由意志に従うそれがその一人当たり所得を増加させるに際して、さらには彼らが移入先の都市に対してだけでなく移出元の農村に対しても経済的な貢献をするに際して、その動力の一つとして存在し機能している以上のような「共同体」=親族・縁者のネットワークの果たしている役割がしばしば過小評価されてしまっているのであり、それがために、「こうしたネットワークが存在することにより、農村から都市への人口移動を規制するべく各種の行政措置の適用を試みるベトナム政府の努力は」、ゲストに従えば、結局のところ「無に帰してしまっている」

のである(89)。

第5節 ベトナムにおける農村から都市への人口移動についての評価

1. 都市開発と戸籍登録制度の廃止

われわれとしては、以上のように整理しておくだけで、もはや充分なのではあるが、この際、公正を期するために、ゲストの調査報告において、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動についてベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らの強調するネガティブな側面、特に自由意志に従う都市への移入が引き起こしていると認識される社会的悪弊ないしは社会・環境問題一般に分類される諸現象がどのように理解されているのかについても、簡単にではあるが、触れておきたい。

ゲストの調査報告は、第3節第1項に記したこれらの諸現象について、その第1の点については概ね認めた上で(90)、第2の点以下について、大要、次のように述べている。

第2の点について。自由意志に従う都市への移入者は、都市における各種の公共サービスを享受する際に必要とされる納税を怠りがちであり、したがって都市住民であれば通常は享受しうる各種の公共サービスへのアクセスが困難になりがちである、と言われる。しかし、こうしたことは、見方を変えれば - 移入者の子弟が義務教育先の転校が困難になりがちであることをも含めて - むしろベトナム政府が戸籍登録制度を維持していることそれ自体の結果である(91)。

第3の点について。自由意志に従う都市への移入者は、移入先の都市において、各種の社会的悪弊を増加させている、と言われる。しかし、農村から都市への人口移動がこれら社会的悪弊を引き起こす元凶であるのか否かについては、農村間のその場合以上に明らかではない(92)。

第4の点について。自由意志に従う都市への移入者は、移入先の都市において水不足といった問題に代表される各種の環境問題を激化させている、と言われる。しかし、上述の「第2の点について」で記したところからも明らかのように、これら移入者の各種の公共サービスへのアクセスが限られているのであれば、彼らが利用しうる公共サービス、ここでは水需要の絶対量もまた限られているのであるから、彼らが引き起こすとされる環境への悪影響もまた限定的なものでありえよう(93)。...

ゲストの調査報告は、大要、以上のように述べた上で、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動という問題を緩和し解決するためには、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らが力説する、農村という“場”における農業・農村開発はもとより、それに加えて、都市への、特に自由意志に従う移入者が第4節第3項に記したような都市開発において現実に果たしている役割 - われわれによる補足が許されるのであれば、都市への移入者が「共同体」=親族・縁者のネットワークにサポートされつつ果たしている役割 - についても注視すべきことを力説し(94)、そのためにもベトナム政府が農村から都市への人口移動に対して現在試みている各種の規制を部分的に緩和すること、なかんずくその規制メカニズムの中心に据えてきた戸籍登録制度を廃止すべきことを推奨している(95)。ここに言う戸籍登録制度の廃止とは、具体的には、(日本等でいう)「住民票登録」に相当する制度(khai bao cu tru)を導入することにより、およそベトナム公民であれば享受しうる権利、またそれに伴って発生しうる義務と、彼らが戸籍登録を行うことで享受しうる権利とそれに伴って発生しうる義務とを明確に区別するということであり、それによって、例えば農村から都市への自由意志に従う移入者が現在はアクセスが制限されている、都市における各種の公共サービスを享受することを可能にしていくこと等々が想定されている(96)。

2. 「共同体」に対する旧思考の継続

現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動を緩和し解決するために、農村という場において農業・農村開発を遂行するのか、それとも農業・農村開発と都市開発とを同時に遂行するのか、本論としては、この点の評価にまで踏み込むことは差し控えたい。ベトナムに限らず、およそ開発途上諸国一般において焦眉ではあるものの、しかし結論に至ることが決して容易であるとは言えない、この点の評価は、別稿において慎重な考察が必要とされる問題である、と考えるからである。本章では、この点に代えて、むしろ以下のことを強調しておきたい。

すなわち、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれに対して、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策担当者・学者らがそのネガティブな側面を強調する見方を共有し、ベトナム政府もほぼ同様な認識に従って、これに対する規制を推進しているということは - その結果、農村から都市への、特に自由意志に従う人口移動に伴うリスク・情報の不完全性等を緩和し「市場の失敗」を補完する（さらには都市開発・農村開発に対しても経済的に貢献する）制度・しくみの一つとして存在し機能している「共同体」=親族・縁者のネットワークの役割がしばしば過小評価されがちであるということは - 、前章第4節第2項において指摘したように、ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らにあっては - ここでは、ベトナム政府にあっては - 、現在の市場経済化を伴う経済開発の過程においても、やはり従来の統制主義的開発モデルの一変種である旧ソ連型の開発モデルあるいはマルクス・レーニン主義的な開発認識が部分的にせよ形を代えて継続している、ということの表現の一つであると形容されるであろうことである。あるいは、経済開発は急速かつ意識的に、つまりベトナム共産党・政府 = 「政府」の主導の下に遂行されるべき過程ではあるが、この過程においては、... 「政府」が各経済主体をその所有諸関係に即して意識的に

規制すること、ないしは「政府」という制度・しくみが「市場」および「共同体」という制度・しくみ - ここでは特に後者 - を意識的に規制していくことこそが決定的に重要である、とでも形容しうる認識が、部分的にはあるにせよ、形を代えて継続している、というよりも、ここでは、大局的には克服されきっていないと判断しうることである。

こう判断しうる、と記したのは、この局面は、以下のように評価することが可能だからである。

そもそも、現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれに対する規制メカニズムの中心に据えられている戸籍登録制度は、一つには、元来、ベトナムが 1986 年以前の時期に志向した旧ソ連型の開発モデルの下で優先的な発展を試みた各種の国営工業企業、特に重工業（とりわけ機械産業）を中心とする国営セクターの従業員に対し、米に代表される各種の生活必需物資の優先的な供給を試みる - つまり「政府」が完全なる包摂を試みた「共同体」に代替して最低生活の保障を試みる - 、いわゆる配給制度(97)と密接に関連して制定し施行されたものであった(98)。すなわち、同配給制度の下、国営セクターに勤務するベトナム公民は、彼らだけがその戸籍登録を行うところ、ここでは都市において、そこだけで同制度の恩恵にあずかることができた。他方、都市住民でない者、と言うよりも都市において戸籍登録を行うことを禁じられた農村住民（「共同体」住民）は、同制度の恩恵にあずかることが適わず(99)、食糧等を得るに際しては、所属する集団農場の分配に頼るか、あるいは同農場から供与された自留地（*dat de lai phan tram*）を自分で耕作するかしかなかった。要するに、戸籍登録制度は、元来、配給制度の恩恵を享受しうる、いわば特権階層としての都市住民の枠を厳しく制限するための制度であり、結果として農村から都市への人口移動を規制するよう機能する、そのような制度なのであった。

上述の配給制度は、周知のように、1986 年のドイモイの開始と前後して、その完全なる廃止が試みられ失敗した後（1985 年 6 月）その部分的な復活・漸進的な廃止が模索されつつ（1986 年末）、市場経済化が推進されるなか、

国営セクターの各種生産物価格の市場価格化が基本的に実現された 1989 年 5 月までに、全廃されるに至った(100)。したがって、この配給制度の全廃の結果、戸籍登録制度も、その目的、つまり国営セクター従業員 = 都市住民に限ってその最低生活の保障を試みるという目的とともに、基本的にはその存在意義を失いつつある(101)。実際、現在のベトナムにおける市場経済化を伴う経済開発の過程では、国営セクター (nganh quoc doanh) の経営だけでなく、他の経済セクター (nganh ngoai quoc doanh) とりわけ個人経営をも含む私営経済一般の経営についてもこれをいかに奨励し発達させていくかが(102)、つまり「市場経済」をいかに形成し発達させていくかがベトナム共産党・政府(ここでは「政府」)の重要な政策課題の一つとなって久しいことは、周知の事実である。

にもかかわらず、戸籍登録制度は、2005 年の現在に至るまで、何度かの改正が実施されその規制も徐々に緩和されてきたとは言え、依然として存続しており(103)、結果として、論じたように、農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれに対する規制メカニズムとしての機能が、ベトナム政府(「政府」)によって、なおかつ期待されてもいる(第 3 節第 2 項を参照)。

であるとすれば、このことは、同制度が、結果として、ベトナム政府(「政府」)による国営セクター = 都市優位の政策、ないしその従業員 = 都市住民の既得権益を保護する政策を継続するための規制メカニズムとしてなおかつ機能している(104)、といて言い過ぎであれば、結果として、少なくとも他の経済セクター、ここでは、都市におけるリスク・情報の不確実性等を緩和し「市場の失敗」を補完する制度・しくみの一つである「共同体」 = 親族・縁者のネットワークの存在および機能と、それにサポートされた個人経営 - ないしハウス・ホールド経済 - をも含む私営経済一般の経営、つまりは「市場経済」の形成・発達とを阻む大きな要因の一つとしてなおかつ作用している、ということの意味しているであろう。別の言い方をすれば、ここでは、「市場経済」 = 私営経済一般とこれをサポートする - 農村の貧困緩和に対しても送金等を通じてプラスに作用しさえする - 「共同体」 = 親族・縁者のネットワ

ークは、ベトナム政府（「政府」）にとって、現在の市場経済化を伴う経済開発の過程においても、結局のところ、1986年以前と基本的にはほぼ同様、「政府」という制度・しくみによる“必然的”な規制の対象としてなおかつ認識されているのだ、と評価することが可能である、と言えよう。

3. 「共同体」の積極的利用の緊要性

もちろん、ベトナム政府（「政府」）が農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれに対する規制の継続を試みるのは、みたように、同人口移動がベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者らによって（それを放置しておけば）各種の社会的悪弊ないしは社会・環境問題一般に分類される諸現象を引き起こす恐れのある問題であると認識されていることから示唆されるように（第3節を参照）、これを規制することが経済開発を遂行するに際しての前提である政治的社会的安定の維持を保証することを期待してのことであろうことは、想像に難くない。そして、この事情こそが恐らくは今日に至るまで（市場経済下における各経済セクターの平等性の実現というスローガンを唱導する）一方で強調され続ける、国家経済（kinh te nha nuoc）、協同経済（kinh te hop tac）が国民経済（nen kinh te quoc dan）において主導的役割を演じるべきだ、とする開発思想、ここではその表現の一つとしての戸籍登録制度の維持へと帰結しているであろうこと、こうした思想は、その限りで、他の少なからぬ開発途上諸国あるいは移行経済諸国においてもなおかつ等しく散見される、従来の統制主義的開発モデルからの脱却の不首尾一般 - 旧ソ連型の開発モデルあるいはマルクス・レーニン主義的な開発認識はその一変種である - に究極的には帰することができるものであろうことについては、すでに前章第4節において指摘したとおりである。したがって、ベトナム政府（「政府」）において、政治的社会的安定の堅持、ここでは農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれに対する規制の継続は、他の開発途上諸国あるいは移行経済諸国と同様、たとえ経済効率とい

う目標を犠牲にしたとしても、つまり従来 of 統制主義的開発モデルからの脱却の不首尾に帰結したとしても、それよりも上位に置かれるべき国家目標、価値判断の一つとして認識されているのだとしたら、われわれとしても、その事情が事情であるだけに、それを評価するに際しては、慎重を期する必要がある(105)。

しかし、以上のような認識は、それを現実のベトナムの経済社会における実態に照らし合わせてみた場合に、果たして首肯されうるであろうか。答えは、残念ながら否、である。みてきたように、こうした認識が継続する結果、こうした認識と実態との間にギャップが存在しており - 改めて言えば、ここでは特にリスク・情報の不完全性を緩和し「市場の失敗」を補完する制度・しくみの一つとして存在し機能する「共同体」= 親族・縁者のネットワークが農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれにおいて果たしている役割、さらにはそれが都市開発・農村開発において果たしている役割が過小評価されてしまっているがために - 、結果として、戸籍登録制度をその中心に据える規制の継続をなおかつ試みる、という政策的ミスマッチが生じているからである。しかも、こうした戸籍登録制度に象徴される各種の規制は、農村から都市への人口移動、特に自由意志に従うそれを制限するに際しては有効に機能しているとは必ずしも言えなくなっているのであるから - 第4節の末尾に引用したゲストの表現をいま一度借りて言えば「無に帰してしまっているのである」から - 、ベトナム政府(「政府」)は、ときとして、以上のようなベトナムにおける経済社会の実態を結局は事後追認するだけという、その政策的ミスマッチの後遺症をも被らざるを得なくなる。現在のベトナムにおける農村から都市への人口移動をめぐる状況の一端は、まさにこのようなものでありうる。であるとすれば、ベトナム政府(「政府」)は、残念ながら、ここでは、その政治的社会的安定の堅持という(上位に置かれるべき)国家目標の達成において、依然として不首尾なままでありうる。こうした結果、前章第4節第3項において記した表現を繰り返せば、アジア社会主義国の一つであるベトナムは、「政府」の開発行政に関する政策立案・遂行能力が

依然として低位な、「政府の失敗」の多発しがちな開発途上国あるいは移行経済国の一つとして存続し続けてしまうかもしれない、と言えよう。

本節を終えるに際し、われわれとしては、少なくとも以下のことを改めて強調することが許されよう。つまり、そうであるとすれば、ベトナム政府(「政府」)が上述の状況を緩和し解決するためには、現在の市場経済化を伴う経済開発の過程において、やはり「市場経済」の発達の低位性と「市場の失敗」を補完する「共同体」の存在および機能を正しく認識し、後者をも経済開発の動力の一つとして、その「失敗」(community failure)を最小化しつつ積極的に活用していくことこそが何よりも緊要なのではあるまいか、と(106)。

おわりに

本章が対象とした農村から都市への人口移動という問題における“国家”と“社会”との関係については、前章の「おわりに」で要約したことがほぼそのまま当てはまるため、繰り返さない。

本章において付け加えることがあるとすれば、それは、新制度派的な経済開発論の意味での「共同体」、すなわち都市への移入者にとってリスク等を緩和し「市場の失敗」を補完する制度・しくみの一つとして存在し機能している(と前章では定義した)「共同体」が、本章では、その都市への移入者にとってだけでなく都市開発・農村開発全般にとっても - 特に都市においては「市場経済」の形成・発達に対する一定の貢献を通じて - その一人当たり所得を増加させる、つまり「経済開発の動力の一つ」として間違いなく存在し機能していることを、したがって「これを活用していくことこそが何よりも緊要である」ということを前章以上に明確に示すことができた、ということであろう。

前章の冒頭で、筆者は、経済開発論の専門家ではなく、ベトナムの経済社会事情を地域研究的な関心の中で研究してきた者の一人である旨のことを記

した。前章また本章、特に本章は、その地域研究を志向する筆者が、その対象であるベトナムにおける地域性・固有性を一定の問題、ここでは農村から都市への人口移動という問題との関連で究明するに際し、それに先立って、あるいはそれと合わせて確定しておくべき、開発途上国であり移行経済国でもあるベトナムが他の開発途上諸国ないし移行経済諸国と共有しているであろう一般性・普遍性を、とりあえずは経済開発論 = 新制度派的な経済開発論を援用することによって、初歩的にはあるが確定するよう努めてみた試論である。筆者自身は、こうした作業こそがベトナム地域研究に限らずおよそ地域研究一般にとって必要欠くべからざる (indispensable) 作業である、と信じてやまない。こうした一般性・普遍性を確定する作業を通じて対象国・地域、ここではベトナムが本来もつその地域性・固有性を絞り込んでいく地道な作業こそが、現在のベトナム地域研究にとって最も緊要なことであるように思えてならない。

本論に即して言えば、本章が試みたような農村から都市への人口移動についての考察、分析そして評価を基礎にして、そこから、例えば第5節第2項に記したような戸籍登録制度がベトナム政府による...都市優位の政策ないし...都市住民の既得権益を保護する(べく)...機能している、といった論点などは、ベトナムのコミュニティー (cong dong) 一般において強靱だとされる「閉鎖性なるもの」がその都市コミュニティと農村コミュニティとの間にも存在するがゆえに、「共同体」= 親族・縁者のネットワークは(都市コミュニティ住民の利益代表でありうる)ベトナムの少なからぬイデオログ・政策当局者・学者ら、またベトナム政府によって過小評価されがちなものかもしれない、といった視角から検討を加えてみるのも興味深かろう。さらに、こうした「都市コミュニティ住民」の間には、自分たちが(江戸時代の日本において身分制社会を表現するために使用され、ベトナムでも多用される)「土農工商」(si nong cong thuong)という言葉における「土」である、という意識が思いのほか強く存続しているがゆえに、それが「農工商」の代表である「共同体」= 親族・縁者のネットワークを「公認する」のを潔しと

しないのかもしれない、という仮説を改めて設定してみるのも興味深からう(107)。いずれにせよ、上述の一般性・普遍性を踏まえつつ、例えばこうした地域性・固有性についての研究に一步一步、ただし着実に分け入っていくことこそが、筆者のイメージする地域研究なのである。

〔注〕 _____

- (1) 例えば、定評のある経済学入門書の一つであるジョセフ・E・スティグリッツ(藪下史郎・秋山太郎・金子能宏・木立力・清野一治訳)『スティグリッツ マクロ経済学(第2版)』東洋経済新報社 2001年(*Economics by Joseph Stiglitz, W.W Norton & Company Inc., 1997*の部分訳)も、その696~697ページで、この人口移動の問題を「発展途上国の生活」の大きな特徴の一つとして記している。
- (2) 財団法人矢野恒太記念会編集『世界国勢図絵 2005/06年版』財団法人矢野恒太記念会 2005年 55ページを参照。
- (3) 同上書 99ページ。
- (4) この動向は特に北部地域において支配的であったが、同じ時期に南部地域で支配的であったのは農村から都市への移入、より正確には避難であった。この点に関連して、*Dong Luc Di Dan Noi Dia o Viet Nam* [ベトナム国内における人口移動の動力] by Philip Guest, Hanoi: Nha Xuat Ban Nong Nghiep, 1998, p.8を参照。
- (5) “戦敗国”となった南部地域都市住民の(再教育を目的とした)農村地域への強制移住 = 新経済地域建設(xay dung vung kinh te moi)という、これも特殊な要因を除けば。
- (6) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.8.
- (7) VIE/95/004 と呼称された同プロジェクトの調査結果のうち代表的なものとして、Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...と Nghien Cuu Di Dan o Viet Nam* [ベトナムにおける人口移動の研究] by Do Van Hoa, Trinh Khac Tham(Chu bien), Hanoi: Nha Xuat Ban Nong Nghiep, 1999 を挙げることができる。
- (8) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*
- (9) 例えば、*Di Dan Tu Do den Ha Noi, Thuc Trang va Giai Phap Quang Ly* [ハノ]

イへの自由意志に従う人口移動 - 実情と管理方法 -] by Hoang Van Chuc, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc gia, 2004 は、そうした文献のうちの一つである。

- (10) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.10.
- (11) Ibid.
- (12) Ibid.
- (13) 財団法人矢野恒太記念会編集『世界国勢図絵...』 88 ページを参照。
- (14) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.10.
- (15) 財団法人矢野恒太記念会編集『世界国勢図絵...』 88 ページ。
- (16) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.11.
- (17) Ibid., p.10.
- (18) Ibid., p.13.
- (19) Ibid.
- (20) Ibid.
- (21) Ibid.
- (22) Ibid.
- (23) Ibid., p.15.
- (24) Ibid.
- (25) Ibid.
- (26) Ibid.
- (27) Ibid., p.14.
- (28) Ibid (ハノイ市の数値は Ibid.中の数値をもとに筆者が試算したもの)。
- (29) Ibid., pp.14-15.
- (30) Ibid., p.14.
- (31) G.M.マイヤー編著 (松永宣明・大坪茂訳)『国際開発経済学入門』(*Leading Issues in Economic Development, Sixth Edition* by Gerald M. Meier, New York: Oxford University Press, Inc., 1995.の部分訳) 劉草書房 1999 年 165 ページ。

- (32) 同上書を参照。このトダロの労働移動と都市失業モデルについては、トダロ本人が、自身の執筆しているマイケル P. トダロ・ステファン C. スミス（岡田靖夫監訳・OCDI 開発経済研究会訳）『トダロとスミスの開発経済学』（*Economic Development, Eighth Edition* by Michael P. Todaro, Stephen C. Smith, Pearson Education Limited, 2003）国際協力出版会 2004 年 第 8 章において懇切丁寧に解説している。
- (33) G.M.マイヤー 編著 『国際開発経済学入門』 165 ページ。
- (34) 同上書 168 ページ。
- (35) 同上書 165 ページ。
- (36) 同上書を参照。なお、実務レベルにおいてこのポジティブな要因を強調したのが、国際労働機関（ILO）の『ケニア・レポート』（*Employment, Income and Equality: A Strategy for Increasing Productive Employment in Kenya* by ILO, Geneva, 1972）であった。この点については、絵所秀紀『開発の政治経済学』日本評論社 1997 年 99～101 ページを参照。
- (37) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.19.
- (38) *Ibid.*, p.20.
- (39) こうした評価を下すにあたっては、2001 年 4 月のベトナム共産党第 9 回大会開催以降に同党理論誌 *Tap Chi Cong San* に掲載されたベトナムにおける農村から都市への人口移動に関する諸論稿（複数）を参照した。また *Phat Trien Nong Thon* [農村開発] by Trung Tam Khoa Hoc va Nhan Van Quoc Gia & Truong Dai Hoc British Columbia, Canada (Pham Xuan Nam Chu bien , Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, 1997 は、ベトナムにおける農村から都市への人口移動のネガティブな側面を強調する代表的かつ参照に値するベトナム語文献の一つである。なお、こうしたネガティブな側面を強調する見方は、従来の日本の先行研究においても（恐らくは参照したベトナム語文献の論調を踏襲した結果ではあろうが）支配的であった。こうした先行研究については、竹内郁雄「『ドイモイ下のベトナムにおける農業・農村開発』に関する総論的覚書」（出井富美・竹内郁雄編『ベトナムの農業・農村の改革と変容』）日本貿易振興会アジア経済

研究所 1999年3月 11～12 ページが概観している。

- (40) 例えば、注(8)に挙げた Hoang Van Chuc は、そのような学者の一人である。
- (41) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.36.
- (42) Ibid., pp.38-39.
- (43) Ibid., pp.37-38.
- (44) Ibid., pp.39-40.
- (45) Ibid., p.41, p.43.
- (46) この点については、竹内郁雄「ベトナム共産党第9大会と新経済開発戦略」(『アジア経済』第38巻第8号) 6～8 ページ、11～13 ページを、また同「ベトナム経済の現状と展望」(『世界週報』第82巻第21号) 32 ページを、それぞれ参照されたい。ちなみに、この点を直接に論じたベトナム語文献としては、注(39)に挙げた Trung Tam Khoa Hoc va Nhan Van Quoc Gia & Truong Dai Hoc British Columbia, Canada (Pham Xuan Nam Chu bien , *Phat Trien Nong Thon* が恐らく最も論理的かつ整合的である。なお Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.52 も参照。
- (47) Ibid.の、特に p.11 また p.48 を参照。
- (48) 最近では、2005年の夏に発令された「戸籍の登録と管理に関する」政府議定108号(1997年政府議定51号を改正したもの)により、都市において住居を合法的に取得し、安定した職があり、当該都市に3年以上在住する、という3つの条件を満たすベトナム公民に限って、当該都市にて戸籍登録を行うことが認められるようになった。*Thoi Bao Kinh Te Viet Nam*, Aug. 25, 2005、また *Thoi Bao Kinh Te Viet Nam*, Nov. 18, 2005 を参照。
- (49) あるいは「都市への移入者に都市からの立ち退きを強いる各種の規定を発令することに集中してきたのである」(Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.11)。
- (50) この点に関連して、Ibid. p.48 を参照。
- (51) Ibid., p.22.
- (52) Ibid., p.21 の「グラフ4」から。
- (53) Ibid., p.20.

- (54) Ibid., p.21.
- (55) Ibid.
- (56) Ibid., p.27.
- (57) Ibid.
- (58) Ibid.
- (59) Ibid., p.32.
- (60) Ibid.
- (61) Ibid., p.19.
- (62) Ibid., p.16.
- (63) Ibid., p.14. ゲストは別のところで「貧者 - 短期の（季節的な）移入者 - や女性は、通常、人口移動を実現しうる可能性が少ない。なぜならば...個の安全面という理由があるからだ。ゆえに、人口移動一般が促進されるためには、リスクを緩和する何らかの特別なメカニズムが存在しなければならない」（Ibid., p.16）と述べているが、このメカニズムこそ、次の段落で述べる「共同体」= 親族・縁者のネットワークにほかならない。
- (64) Ibid., p.16.
- (65) Ibid., pp.16-17, p.19.
- (66) Ibid., p.18.
- (67) Ibid., p.21.
- (68) Ibid., p.18.
- (69) Ibid.
- (70) Ibid.
- (71) その結果、「職を探すために多大な時間を割かなければならない移入者の数も、ほんのわずかにしか過ぎない」（Ibid., p.22）。
- (72) Ibid., p.18.
- (73) そして「こうした関係 = ネットワークが存在し機能する結果、移住者は、都市のある一定の地域、通常は貧民街の一部に集中する」（Ibid., p.19）ようにもなるのである。

- (74) Ibid., p.18 (「親族・縁者に…」かかる数値は Ibid.中の数値をもとに筆者が試算したもの).
- (75) Ibid., p.27.
- (76) Ibid.
- (77) Ibid., pp.28-29.
- (78) Ibid., pp.29-30.
- (79) Ibid., p.31.
- (80) Ibid., p.27.
- (81) Ibid.
- (82) Ibid., pp.43-44.
- (83) このように記しておくことは、重要である。なぜならば、このような表現こそ、「共同体」= 親族・縁者のネットワークが「市場の失敗」を補完する制度・しくみの一つである、ということの具体的な表現の一つだからである。後段の第4節第2項は、この点に留意しつつご覧いただきたい。
- (84) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.23.
- (85) Ibid.
- (86) Ibid., p.35.
- (87) Ibid.
- (88) Ibid.
- (89) Ibid., p19.
- (90) Ibid., pp.36-37.
- (91) Ibid., pp.38-39.
- (92) Ibid., p.40.
- (93) Ibid., p.43.
- (94) Ibid., p.48.
- (95) Ibid., p.50.
- (96) Ibid., p.48.
- (97) より正確には「配給制度という言葉で代表しうる、国営セクターの従業員が享受

しうる（教育、医療等をも含む）都市の公共サービスの全体」と言ってもよい。
この点に関連して、Ibid., p45 を参照。

(98) Ibid., p.10.

(99) Ibid.

(100) この過程については、簡潔には上原一慶・竹内郁雄「アジア社会主義諸国の市場
経済化と国有企業改革 - 『改革・開放』と『ドイモイ』 - 」(林昭・門脇延行・
酒井正三郎編著『現代経営学 20 体制転換と企業・経営』 ミネルヴァ書房 2001
年) 239~240 ページを、より詳細には竹内郁雄「『規制された市場メカニズム』
への移行 - ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題 - 」(五島文雄・
竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』 アジア経済研究所 1994 年) 86
~87 ページを、それぞれ参照されたい。

(101) Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.45.

(102) これが経済面のドイモイ - 市場経済化を伴う経済開発 - の一つの意味である。こ
の点については、古田元夫「ベトナム共産党第 6 回大会の歴史的 position」(三尾忠
志編『インドシナをめぐる国際関係 - 対決と対話 - 』日本国際問題研究所 1998
年) 20 ページを参照。

(103) この点に関連して、*Thoi Bao Kinh Te Viet Nam*, Nov. 18, 2005 に掲載された「戸
籍の転入 (Chuyen Nhap Ho Khau)」と題する論説文は、2005 年の夏に発令さ
れた「戸籍の登録と管理に関する」政府議定 108 号 (注(48)を参照) の実施状況
と当該時点における問題点・課題とを簡潔に紹介している。

(104) この点について、ゲストは次のように述べている。「ホーチミン市の報告にもあ
るように、都市への合法的な移入というのは、非常に価値の高い、最高の高等教
育を得たものだけが手にすることを許される商品のようなものなのである (強調
は竹内)」(Philip Guest, *Dong Luc Di Dan ...*, p.49.)

(105) つまり、経済学を援用する限り、価値判断の問題は経済学の枠組みのなかでは解
けない問題として扱う以外にないのである。例えば福岡正夫『ゼミナール 経済
学入門 第 3 版』日本経済新聞社 2000 年 4~5 ページを参照。

(106) 前章第 4 節第 3 項末尾を参照されたい。

(107) 以上のような問題の研究を試みるに際しては、ベトナム文化論に関する最小限の知識が不可欠であろう。このベトナム文化論の文献として、筆者が最近読んだもののうち、例えば、*Dai Cuong ve Van Hoa Viet Nam* [一般教養 ベトナム文化] by Pham Thai Viet Chu bien , Dao Ngoc Tuan, Hanoi: Nha Xuat Ban Van Hoa - Thong Tin, 2004, *Co So Van Hoa Viet Nam* [ベトナム文化の基礎] by Tran Ngoc Them, Hanoi: Nha Xuat Ban Giao Duc, 1999, また大部ではあるが同一筆者による *Tim ve Ban Sac Van Hoa Viet Nam, In Lan Thu 4* [ベトナム文化の本質に関する考察 第4版] by Tran Ngoc Them, Hochiminh: Nha Xuat Ban Tong Hop Thanh Pho Ho Chi Minh, 2004 などは、有意義であるように思われる。

調査研究報告書

地域研究センター 2005 - - 07

ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐる

2006年3月15日発行

発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構

アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2

電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載等を禁じます。 印刷 (有)騰光社